

議第 18 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1 譲与する財産

所在地	財産名	型式
下呂市森 2369 番地	下呂温泉合掌村急速充電器	日産自動車 NSQC443CB

2 譲与する相手方

東京都港区三田 3 丁目 11-36 三田日東ダイビル 4 階
株式会社 e-Mobility Power
代表取締役社長 四 ツ 柳 尚 子

3 譲与する理由

令和 4 年 6 月 30 日に補助金の処分制限期間が満了する本機器について、本機器の運用を行う事業者から譲渡の申入れを受けたことにより、近い将来の機器更新費用を市が負担しなくとも継続的に EV 充電器のサービスを提供できることから無償譲与するもの。

4 譲与日

令和 4 年 6 月 30 日

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

